令和８年四條畷市議会１２月定例議会

【参考資料】一部改正条例の新旧対照表

（目次）

○議案第２２号関係　……　１ページ
○議案第２３号関係　……　３ページ
○議案第２４号関係　……　３１ページ
○議案第２５号関係　……　３３ページ
○議案第２６号関係　……　３７ページ
○議案第２７号関係　……　３９ページ

四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表

新
第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び支所（以下「部」という。）を設ける。 総合政策部～地域協働部　　略 都市整備部～田原支所　　略 第２条　前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。 総合政策部・総務部　　略 財務部 （１）～（５）　　略 （６）公共施設等総合管理計画の企画及び総合調整に関すること。 市民生活部・地域協働部　　略 都市整備部 （１）～（１２）　　略 （１３）公共施設等総合管理計画に基づく整備事業の施行に関すること（他部分掌のものを除く。）。 こども未来部～田原支所　　略

旧

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び支所（以下「部」という。）を設ける。
総合政策部～地域協働部　　略
施設創生部
都市整備部～田原支所　　略

第２条　前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。
総合政策部・総務部　　略

財務部
（１）～（５）　　略

市民生活部・地域協働部　　略

施設創生部
公共施設等総合管理計画に関すること。

都市整備部
（１）～（１２）　　略

こども未来部～田原支所　　略

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

新
第１条による改正（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正） （宿日直手当） 第２０条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、５，０００円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 ２　前項の勤務は、第１６条から第１８条までの勤務に含まれないものとする。 （期末手当） 第２１条　　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」とする。 ５～７　　略 （勤勉手当） 第２２条　　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第１３項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額 （２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額 （３）前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の８８．７５、１２月に支給する場合には１００分の９１．２５を乗じて得た額の総額 ３～５　　略 別表第１　行政職等給料表（第３条関係）

旧
（宿日直手当） 第２０条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、４，７００円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。 ２　前項の勤務は、第１６条、第１７条及び第１８条の勤務に含まれないものとする。 （期末手当） 第２１条　　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」とする。 ５～７　　略 （勤勉手当） 第２２条　　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第１３項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額 （２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額 （３）前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に１００分の８８．７５を乗じて得た額の総額 ３～５　　略 別表第１　行政職等給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
定年	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
前再	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
任用	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
短時	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300	
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600	
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900	
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200	
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500	
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800	
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100	
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400	
定年	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700	
前再	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800		
任用	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100		
短時	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400		

	間勤務職員以外の職員	49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600			
		50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900			
		51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100			
		52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400			
		53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600			
		54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900			
		55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200			
		56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500			
		57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700			
		58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000			
		59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300			
		60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500			
		61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700			
		62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000			
		63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300			
		64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500			
		65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700			
		66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000			
		67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300			
		68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500			
		69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700			
		70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000			
		71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300			
		72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500			
		73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700			
		74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400				
		75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700				
		76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900				
		77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100				
		78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400				
		79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700				
		80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900				
		81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100				
		82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400				
		83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700				
		84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900				
		85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100				
		86	275, 500	315, 300	366, 500						
		87	275, 800	315, 600	366, 900						
		88	276, 100	315, 900	367, 300						
		89	276, 400	316, 200	367, 500						
		90	276, 700	316, 500	367, 900						
		91	277, 000	316, 800	368, 300						
		92	277, 300	317, 100	368, 700						
		93	277, 600	317, 300	368, 900						
		94		317, 500	369, 200						
		95		317, 800	369, 600						
		96		318, 200	369, 900						
		97		318, 400	370, 200						
		98		318, 700	370, 600						
		99		319, 000	371, 000						
		100		319, 400	371, 400						
		101		319, 600	371, 900						

	間勤務職員以外の職員	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
		50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
		51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
		52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
		53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
		54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
		55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
		56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
		57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
		58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
		59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
		60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
		61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
		62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
		63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
		64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
		65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
		66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
		67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
		68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
		69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
		70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
		71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
		72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
		73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
		74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
		75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
		76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
		77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
		78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
		79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
		80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
		81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
		82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
		83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
		84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
		85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
		86	266,200	305,800	355,700						
		87	266,500	306,100	356,100						
		88	266,800	306,400	356,500						
		89	267,100	306,700	356,700						
		90	267,400	307,000	357,100						
		91	267,700	307,300	357,500						
		92	268,000	307,600	357,900						
		93	268,300	307,800	358,100						
		94		308,000	358,400						
		95		308,300	358,800						
		96		308,700	359,100						
		97		308,900	359,400						
		98		309,200	359,800						
		99		309,500	360,200						
		100		309,900	360,600						
		101		310,100	361,100						

	102		319,900	372,300					
	103		320,200	372,700					
	104		320,500	373,100					
	105		320,700	373,600					
	106		321,000	374,000					
	107		321,300	374,300					
	108		321,600	374,600					
	109		321,800	375,000					
	110		322,100						
	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						
	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　この給料表は、特定任期付職員行政職給料表又は任期付職員行政職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第２　特定任期付職員行政職給料表（第３条関係）

号給	給料月額
1	４１９，０００円
2	４７０，０００円
3	５２５，０００円
4	５９３，０００円

備考　この給料表は、特定任期付職員に適用する。

別表第３　任期付職員行政職給料表（第３条関係）

職務の級	１級	２級	３級	４級
号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	205,300	261,100	276,600	295,200
2	206,400	261,700	277,600	295,900
3	207,600	262,300	278,600	296,600

	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考　この給料表は、特定任期付職員行政職給料表又は任期付職員行政職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第２　特定任期付職員行政職給料表（第３条関係）

号給	給料月額
1	４０５，０００円
2	４５５，０００円
3	５０８，０００円
4	５７４，０００円

備考　この給料表は、特定任期付職員に適用する。

別表第３　任期付職員行政職給料表（第３条関係）

職務の級	１級	２級	３級	４級
号　給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	195,800	251,800	267,000	285,300
2	196,900	252,400	268,000	286,000
3	198,100	253,000	269,000	286,600

	4	208, 700	262, 900	279, 600	297, 300	
	5	209, 800	263, 400	280, 600	297, 900	
	6	211, 500	264, 000	281, 500	298, 600	
	7	213, 100	264, 600	282, 300	299, 300	
	8	214, 700	265, 100	283, 200	300, 000	
	9	216, 200	265, 500	284, 000	300, 700	
	10	217, 900	265, 900	284, 800	301, 200	
	11	219, 500	266, 200	285, 700	301, 900	
	12	221, 100	266, 500	286, 400	302, 500	
	13	222, 600	266, 800	287, 200	303, 200	
	14	224, 300	267, 100	288, 000	303, 800	
	15	226, 000	267, 400	288, 800	304, 400	
	16	227, 700	267, 700	289, 400	305, 000	
	17	228, 900	268, 000	290, 100	305, 800	
	18	230, 500	268, 300	290, 900	306, 400	
	19	232, 100	268, 600	291, 600	306, 900	
	20	233, 600	268, 900	292, 300	307, 400	
	21	235, 100	269, 200	293, 000	307, 800	
	22	236, 700	269, 500	293, 800	308, 300	
	23	238, 300	269, 800	294, 500	308, 800	
	24	239, 900	270, 100	295, 200	309, 200	
	25	241, 500	270, 400	295, 900	309, 700	
	26	243, 200	270, 700	296, 600	310, 100	
	27	244, 500	271, 000	297, 300	310, 600	
	28	245, 800	271, 300	297, 900	311, 000	
	29	247, 100	271, 600	298, 600	311, 500	
	30	248, 200	271, 900	299, 300	311, 900	
	31	249, 300	272, 200	300, 000	312, 300	
	32	250, 400	272, 500	300, 700	312, 600	
	33	251, 500	272, 800	301, 200	312, 900	
	34	252, 400	273, 100	301, 900	313, 100	
	35	253, 300	273, 400	302, 500	313, 400	
	36	254, 300	273, 700	303, 200	313, 600	
	37	255, 300	274, 000	303, 800	313, 900	
	38	256, 200	274, 300	304, 400	314, 100	
	39	257, 100	274, 600	305, 000	314, 300	
	40	257, 900	274, 900	305, 800	314, 600	
	41	258, 700	275, 200	306, 400	314, 800	
	42	259, 300	275, 500	306, 900	315, 100	
	43	259, 900	275, 800	307, 400	315, 300	
	44	260, 500	276, 100	307, 800	315, 600	
	45	261, 100	276, 400	308, 300	315, 900	
	46	261, 700	276, 700	308, 800	316, 200	
	47	262, 300	277, 000	309, 200	316, 500	
	48	262, 900	277, 300	309, 700	316, 800	
	49	263, 400	277, 600	310, 100	317, 100	
	50	264, 000		310, 600	317, 300	
	51	264, 600		311, 000	317, 500	
	52	265, 100		311, 500	317, 800	
	53	265, 500		311, 900	318, 200	
	54	265, 900		312, 300	318, 400	

4	199, 200	253, 600	270, 000	287, 300
5	200, 300	254, 100	271, 000	287, 900
6	202, 000	254, 700	271, 900	288, 600
7	203, 600	255, 300	272, 700	289, 200
8	205, 200	255, 800	273, 600	289, 900
9	206, 700	256, 200	274, 400	290, 600
10	208, 400	256, 600	275, 200	291, 100
11	210, 000	256, 900	276, 000	291, 700
12	211, 600	257, 200	276, 700	292, 300
13	213, 100	257, 500	277, 400	293, 000
14	214, 800	257, 800	278, 200	293, 600
15	216, 500	258, 100	279, 000	294, 200
16	218, 200	258, 400	279, 600	294, 800
17	219, 400	258, 700	280, 300	295, 500
18	221, 000	259, 000	281, 100	296, 100
19	222, 600	259, 300	281, 800	296, 700
20	224, 100	259, 600	282, 500	297, 200
21	225, 600	259, 900	283, 200	297, 700
22	227, 200	260, 200	283, 900	298, 200
23	228, 800	260, 500	284, 600	298, 800
24	230, 400	260, 800	285, 300	299, 300
25	232, 000	261, 100	286, 000	299, 900
26	233, 700	261, 400	286, 600	300, 300
27	235, 000	261, 700	287, 300	300, 800
28	236, 300	262, 000	287, 900	301, 300
29	237, 600	262, 300	288, 600	301, 900
30	238, 700	262, 600	289, 200	302, 400
31	239, 800	262, 900	289, 900	302, 800
32	240, 900	263, 200	290, 600	303, 100
33	242, 000	263, 500	291, 100	303, 400
34	242, 900	263, 800	291, 700	303, 600
35	243, 800	264, 100	292, 300	303, 900
36	244, 800	264, 400	293, 000	304, 100
37	245, 800	264, 700	293, 600	304, 400
38	246, 700	265, 000	294, 200	304, 600
39	247, 600	265, 300	294, 800	304, 800
40	248, 400	265, 600	295, 500	305, 100
41	249, 200	265, 900	296, 100	305, 300
42	249, 900	266, 200	296, 700	305, 600
43	250, 500	266, 500	297, 200	305, 800
44	251, 100	266, 800	297, 700	306, 100
45	251, 800	267, 100	298, 200	306, 400
46	252, 400	267, 400	298, 800	306, 700
47	253, 000	267, 700	299, 300	307, 000
48	253, 600	268, 000	299, 900	307, 300
49	254, 100	268, 300	300, 300	307, 600
50	254, 700		300, 800	307, 800
51	255, 300		301, 300	308, 000
52	255, 800		301, 900	308, 300
53	256, 200		302, 400	308, 700
54	256, 600		302, 800	308, 900

55	266,200		312,600	318,700
56	266,500		312,900	319,000
57	266,800		313,100	319,400
58	267,100		313,400	319,600
59	267,400		313,600	319,900
60	267,700		313,900	320,200
61	268,000		314,100	320,500
62	268,300		314,300	320,700
63	268,600		314,600	321,000
64	268,900		314,800	321,300
65	269,200		315,100	321,600
66	269,500		315,300	321,800
67	269,800		315,600	322,100
68	270,100		315,900	322,500
69	270,400		316,200	322,800
70	270,700		316,500	323,000
71	271,000		316,800	323,200
72	271,300		317,100	323,500
73	271,600		317,300	323,900
74	271,900		317,500	324,100
75	272,200		317,800	324,300
76	272,500		318,200	324,600
77	272,800		318,400	324,900
78	273,100		318,700	325,200
79	273,400		319,000	325,400
80	273,700		319,400	325,700
81	274,000		319,600	326,000
82	274,300		319,900	326,300
83	274,600		320,200	
84	274,900		320,500	
85	275,200		320,700	
86	275,500		321,000	
87	275,800		321,300	
88	276,100		321,600	
89	276,400		321,800	
90	276,700		322,100	
91	277,000		322,500	
92	277,300		322,800	
93	277,600		323,000	

備考　この給料表は、任期付職員に適用する。

第２条による改正

（初任給、昇給、昇格等の基準）

第５条　　略

２～４　　略

５　前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

55	256,900		303,100	309,200
56	257,200		303,400	309,500
57	257,500		303,600	309,900
58	257,800		303,900	310,100
59	258,100		304,100	310,400
60	258,400		304,400	310,700
61	258,700		304,600	311,000
62	259,000		304,800	311,200
63	259,300		305,100	311,500
64	259,600		305,300	311,800
65	259,900		305,600	312,100
66	260,200		305,800	312,300
67	260,500		306,100	312,600
68	260,800		306,400	313,000
69	261,100		306,700	313,300
70	261,400		307,000	313,500
71	261,700		307,300	313,700
72	262,000		307,600	314,000
73	262,300		307,800	314,400
74	262,600		308,000	314,600
75	262,900		308,300	314,800
76	263,200		308,700	315,100
77	263,500		308,900	315,400
78	263,800		309,200	315,700
79	264,100		309,500	315,900
80	264,400		309,900	316,200
81	264,700		310,100	316,500
82	265,000		310,400	316,800
83	265,300		310,700	
84	265,600		311,000	
85	265,900		311,200	
86	266,200		311,500	
87	266,500		311,800	
88	266,800		312,100	
89	267,100		312,300	
90	267,400		312,600	
91	267,700		313,000	
92	268,000		313,300	
93	268,300		313,500	

備考　この給料表は、任期付職員に適用する。

（初任給、昇給、昇格等の基準）

第５条　　略

２～４　　略

５　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（５５歳を超える職員(行政職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの(以下「８級職員」という。）を除く。）にあつては、２号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

６　次の各号に掲げる職員の第４項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績を上回る成績で勤務した者であって、同項後段の規定の適用を受けないものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、２号給を超えない範囲内で勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
（１）５５歳を超える職員
（２）行政職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの

７～１２　　略

（給与の減額）
第１５条　職員が勤務しないときは、勤務時間条例第６条の２第１項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第９条第１項に規定する休日に割り振られた勤務時間（同項の規定により休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間（同項に規定する休日勤務時間をいう。以下同じ。）を除く。）又は休日勤務代休時間である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない１時間につき第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
２　　略

（時間外勤務手当）
第１６条　正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
（１）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に同条第２号に掲げる勤務に係る休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
（２）　　略
２～７　　略

（休日勤務手当）
第１７条　勤務時間条例第８条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該祝日法による休日が勤務時間条例第４条及び第５条第１項の規定に基づく週休日に当たるときは、任命権者が定める日）、勤務時間条例第８条に規定する年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして規則で定める日（以下「休日等」という。）の正規の勤務時間（勤務時間条例第９条第１項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下「休日等正規勤務時間等」という。）中に勤務することを命ぜられた職員には、休日等正規勤務時間等中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

６　８級職員の第４項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に優秀であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとする。

７　６０歳を超える職員の第４項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

８～１３　　略

（給与の減額）

第１５条　職員が勤務しないときは、勤務時間条例第６条の２第１項に規定する超勤代休時間、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は１２月２９日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、任命権者の承認があつた場合を除く外、その勤務しない１時間につき第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　　略

（時間外勤務手当）

第１６条　正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（１）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（２）　　略

２～７　　略

（休日勤務手当）

第１７条　祝日法による休日（勤務時間条例第３条第１項又は第４条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該祝日法による休日が勤務時間条例第４条及び第５条第１項の規定に基づく週休日に当たるときは、任命権者が定める日）及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（１）次号に掲げる勤務以外の勤務
（２）次のア又はイに掲げる勤務
ア　休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む勤務時間条例第９条第１項に規定する休日を除く。）における勤務
イ　１日の勤務時間の全部につき勤務時間条例第９条第１項の規定により休日勤務代休時間が指定された日（以下「全部休日勤務代休時間指定日」という。）における勤務

（管理職員特別勤務手当）
第２０条の３　管理職員特別勤務手当は、管理職員若しくは特定任期付職員（以下「管理職員等」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条第１項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第３条第３項及び勤務時間条例第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は勤務時間条例第９条第１項に規定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは全部休日勤務代休時間指定日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員に対して支給する。
２～４　　略

（期末手当）
第２１条　　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）～（４）　　略
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の７２．５」とする。

４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の９７．５」とする。

５～７　　略

（勤勉手当）
第２２条　　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第１３項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額

（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員

（管理職員特別勤務手当）

第２０条の３　管理職員特別勤務手当は、管理職員若しくは特定任期付職員（以下「管理職員等」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条第１項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第３条第３項及び勤務時間条例第５条第２項において読み替えて準用する同条第１項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は勤務時間条例第８条及び第９条の規定に基づく休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員に対して支給する。

２～４　　略

（期末手当）

第２１条　　略

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）～（４）　　略

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。

４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」とする。

５～７　　略

（勤勉手当）

第２２条　　略

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第１３項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額

（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員

の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５を乗じて得た額の総額

（３）前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に１００分の９０を乗じて得た額の総額

３～５　　略

（特定の職員についての適用除外）
第２２条の２　　略
２　　略
３　第１３条及び第１４条の２の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

４　第５条第４項、第１３条、第１４条の２及び第２０条の２の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第３条による改正（四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
別表第１（第４条関係）
行政職等給料表

職務の級 / 号給	１級	２級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	205,300	251,500
2	206,400	252,800
3	207,600	254,200
4	208,700	255,600
5	209,800	257,000
6	211,500	258,400
7	213,100	259,800
8	214,700	261,200
9	216,200	262,600
10	217,900	263,800
11	219,500	265,100
12	221,100	266,400
13	222,600	267,600
14	224,300	268,800
15	226,000	270,100
16	227,700	271,300
17	228,900	272,400
18	230,500	273,500
19	232,100	274,600
20	233,600	275,700
21	235,100	276,600
22	236,700	277,600
23	238,300	278,600
24	239,900	279,600

の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額

（３）前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の８８．７５、１２月に支給する場合には１００分の９１．２５を乗じて得た額の総額

３～５　　略

（特定の職員についての適用除外）

第２２条の２　　略

２　　略

３　第５条第７項、第１３条及び第１４条の２の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

４　第１３条、第１４条の２及び第２０条の２の規定は、特定任期付職員には適用しない。

別表第１（第４条関係）

行政職等給料表

職務の級 / 号給	１級	２級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000

	25	241, 500	280, 600	
	26	243, 200	281, 500	
	27	244, 500	282, 300	
	28	245, 800	283, 200	
	29	247, 100	284, 000	
	30	248, 200	284, 800	
	31	249, 300	285, 700	
	32	250, 400	286, 400	
	33	251, 500	287, 200	
	34	252, 400	288, 000	
	35	253, 300	288, 800	
	36	254, 300	289, 400	
	37	255, 300	290, 100	
	38	256, 200	290, 900	
	39	257, 100	291, 600	
	40	257, 900	292, 300	
	41	258, 700	293, 000	
	42	259, 300	293, 800	
	43	259, 900	294, 500	
	44	260, 500	295, 200	
	45	261, 100	295, 900	
	46	261, 700	296, 600	
	47	262, 300	297, 300	
	48	262, 900	297, 900	
	49	263, 400	298, 600	
	50	264, 000	299, 300	
	51	264, 600	300, 000	
	52	265, 100	300, 700	
	53	265, 500	301, 200	
	54	265, 900	301, 900	
	55	266, 200	302, 500	
	56	266, 500	303, 200	
	57	266, 800	303, 800	
	58	267, 100	304, 400	
	59	267, 400	305, 000	
	60	267, 700	305, 800	
	61	268, 000	306, 400	
	62	268, 300	306, 900	
	63	268, 600	307, 400	
	64	268, 900	307, 800	
	65	269, 200	308, 300	
	66	269, 500	308, 800	
	67	269, 800	309, 200	
	68	270, 100	309, 700	
	69	270, 400	310, 100	
	70	270, 700	310, 600	

25	232, 000	271, 000	
26	233, 700	271, 900	
27	235, 000	272, 700	
28	236, 300	273, 600	
29	237, 600	274, 400	
30	238, 700	275, 200	
31	239, 800	276, 000	
32	240, 900	276, 700	
33	242, 000	277, 400	
34	242, 900	278, 200	
35	243, 800	279, 000	
36	244, 800	279, 600	
37	245, 800	280, 300	
38	246, 700	281, 100	
39	247, 600	281, 800	
40	248, 400	282, 500	
41	249, 200	283, 200	
42	249, 900	283, 900	
43	250, 500	284, 600	
44	251, 100	285, 300	
45	251, 800	286, 000	
46	252, 400	286, 600	
47	253, 000	287, 300	
48	253, 600	287, 900	
49	254, 100	288, 600	
50	254, 700	289, 200	
51	255, 300	289, 900	
52	255, 800	290, 600	
53	256, 200	291, 100	
54	256, 600	291, 700	
55	256, 900	292, 300	
56	257, 200	293, 000	
57	257, 500	293, 600	
58	257, 800	294, 200	
59	258, 100	294, 800	
60	258, 400	295, 500	
61	258, 700	296, 100	
62	259, 000	296, 700	
63	259, 300	297, 200	
64	259, 600	297, 700	
65	259, 900	298, 200	
66	260, 200	298, 800	
67	260, 500	299, 300	
68	260, 800	299, 900	
69	261, 100	300, 300	
70	261, 400	300, 800	

	71	271, 000	311, 000	
	72	271, 300	311, 500	
	73	271, 600	311, 900	
	74	271, 900	312, 300	
	75	272, 200	312, 600	
	76	272, 500	312, 900	
	77	272, 800	313, 100	
	78	273, 100	313, 400	
	79	273, 400	313, 600	
	80	273, 700	313, 900	
	81	274, 000	314, 100	
	82	274, 300	314, 300	
	83	274, 600	314, 600	
	84	274, 900	314, 800	
	85	275, 200	315, 100	
	86	275, 500	315, 300	
	87	275, 800	315, 600	
	88	276, 100	315, 900	
	89	276, 400	316, 200	
	90	276, 700	316, 500	
	91	277, 000	316, 800	
	92	277, 300	317, 100	
	93	277, 600	317, 300	
	94		317, 500	
	95		317, 800	
	96		318, 200	
	97		318, 400	
	98		318, 700	
	99		319, 000	
	100		319, 400	
	101		319, 600	
	102		319, 900	
	103		320, 200	
	104		320, 500	
	105		320, 700	
	106		321, 000	
	107		321, 300	
	108		321, 600	
	109		321, 800	
	110		322, 100	
	111		322, 500	
	112		322, 800	
	113		323, 000	
	114		323, 200	
	115		323, 500	
	116		323, 900	

71	261, 700	301, 300	
72	262, 000	301, 900	
73	262, 300	302, 400	
74	262, 600	302, 800	
75	262, 900	303, 100	
76	263, 200	303, 400	
77	263, 500	303, 600	
78	263, 800	303, 900	
79	264, 100	304, 100	
80	264, 400	304, 400	
81	264, 700	304, 600	
82	265, 000	304, 800	
83	265, 300	305, 100	
84	265, 600	305, 300	
85	265, 900	305, 600	
86	266, 200	305, 800	
87	266, 500	306, 100	
88	266, 800	306, 400	
89	267, 100	306, 700	
90	267, 400	307, 000	
91	267, 700	307, 300	
92	268, 000	307, 600	
93	268, 300	307, 800	
94		308, 000	
95		308, 300	
96		308, 700	
97		308, 900	
98		309, 200	
99		309, 500	
100		309, 900	
101		310, 100	
102		310, 400	
103		310, 700	
104		311, 000	
105		311, 200	
106		311, 500	
107		311, 800	
108		312, 100	
109		312, 300	
110		312, 600	
111		313, 000	
112		313, 300	
113		313, 500	
114		313, 700	
115		314, 000	
116		314, 400	

117		324,100
118		324,300
119		324,600
120		324,900
121		325,200
122		325,400
123		325,700
124		326,000
125		326,300

第４条による改正（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

（週休日の振替等）

第５条　任命権者は、職員に第３条第１項又は前条の規定により、週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第３条第２項若しくは第３項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間の一部を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

２　　略

（超勤代休時間）

第６条の２　任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）第１６条第５項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第３条第２項若しくは第３項、第４条又は第５条の規定により勤務時間が割り振られた日（第９条第１項に規定する休日を除く。以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間（同項に規定する休日勤務代休時間を除く。）の全部又は一部を指定することができる。

２　　略

（休日勤務代休時間）

第９条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部（以下この項において「休日勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日勤務時間に代わる時間（次項において「休日勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間（第６条の２第１項の規定により超勤代休時間として指定された勤務時間及び休日である勤務日等に割り振られた勤務時間を除く。）の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）を指定することができる。

２　前項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員は、当該休日勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第５条による改正（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

（休暇の種類）

117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

（週休日の振替等）

第５条　任命権者は、職員に第３条第１項又は前条の規定により、週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第３条第２項若しくは第３項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち４時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

２　　略

（超勤代休時間）

第６条の２　任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）第１６条第５項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第３条第２項若しくは第３項、第４条又は第５条の規定により勤務時間が割り振られた日（第９条第１項に規定する休日及び代休日を除く。以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

２　　略

（休日の代休日）

第９条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第６条の２第１項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

２　前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第３条　職員の休暇は、年次有給休暇、年次無給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

（年次有給休暇）

第４条　年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、２０日とする。ただし、年度の中途において新たに職員となつた者及び当該年度の前年度において引き続き勤務しなかつた期間として規則で定める期間のある職員の年次有給休暇の日数は、２０日を超えない範囲内で規則で定める。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律(平成３年法律第１１０号)第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)及び地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員の年次有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める。

３　任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

４　年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、一の年度における年次有給休暇の残日数をその年度の翌年度に繰り越すことができる。

（年次無給休暇）

第４条の２　年次無給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において７日とする。

２　年次無給休暇については、その時季につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。

３　年次無給休暇については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）第１５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（介護休暇）

第７条　　略

２　　略

３　第４条の２第３項の規定は、介護休暇について準用する。

（介護時間）

第８条　　略

２　　略

３　第４条の２第３項の規定は、介護時間について準用する。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第８条の２　任命権者は、四條畷市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号）第２４条第１項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）・（２）　　略

（３）四條畷市職員の育児休業等に関する条例第２４条第１項の規定による申出に係る子

第３条　職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

（年次休暇）

第４条　年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、２０日とする。ただし、年度の中途において新たに職員となつた者及び当該年度の前年度において引き続き勤務しなかつた期間として規則で定める期間のある職員の年次休暇の日数は、２０日を超えない範囲内で規則で定める。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律(平成３年法律第１１０号)第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)及び地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員の年次休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める。

３　任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

４　年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、一の年度における年次休暇の残日数をその年度の翌年度に繰り越すことができる。

（介護休暇）

第７条　　略

２　　略

３　介護休暇については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）第１５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第８条　　略

２　　略

３　前条第３項の規定は、介護時間について準用する。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第８条の２　任命権者は、四條畷市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号）第２４条の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）・（２）　　略

（３）四條畷市職員の育児休業等に関する条例第２４条の規定による申出に係る子の心身

の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２・３　　略

の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２・３　　略

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新
第１条による改正 第６条　第２条の期末手当の額は、６月１日又は１２月１日（以下「基準日」という。）現在（基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長、副市長又は教育長が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては１００分の２３２．５、１２月に支給する場合においては１００分の２３７．５を乗じて得た額に基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）第２１条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 第２条による改正 第６条　第２条の期末手当の額は、６月１日又は１２月１日（以下「基準日」という。）現在（基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長、副市長又は教育長が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２３５を乗じて得た額に基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）第２１条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

旧
第６条　第２条の期末手当の額は、６月１日又は１２月１日（以下「基準日」という。）現在（基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長、副市長又は教育長が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２３２．５を乗じて得た額に基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）第２１条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。
第６条　第２条の期末手当の額は、６月１日又は１２月１日（以下「基準日」という。）現在（基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長、副市長又は教育長が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては１００分の２３２．５、１２月に支給する場合においては１００分の２３７．５を乗じて得た額に基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）第２１条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新
（遺族補償年金） 第１１条　遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、配偶者以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。 （１）父母又は祖父母については、６０歳以上であること。 （２）・（３）　　略 （４）前３号の要件に該当しない子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第２の第７級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害の状態にあること。 ２　　略 ３　遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、１年につき当該各号に定める額とする。 （１）１人　補償基礎額に１７５を乗じて得た額 （２）～（４）　　略 第１２条　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。 （１）～（５）　　略 （６）前条第１項第４号の障害の状態にある子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（父母又は祖父母については職員の死亡の当時６０歳以上であつたとき、子又は孫については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるとき、兄弟姉妹については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるか又は職員の死亡の当時６０歳以上であつたときを除く。）。 ２　遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。 （遺族補償一時金） 第１３条　　略 ２　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。 （１）～（４）　　略 ３・４　　略 附　則 （遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

旧
（遺族補償年金） 第１１条　遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第３項において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。 （１）夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、６０歳以上であること。 （２）・（３）　　略 （４）前３号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第２の第７級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務に服することができない程度の障害の状態にあること。 ２　　略 ３　遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、１年につき当該各号に定める額とする。 （１）１人　補償基礎額に１５３を乗じて得た額（５５歳以上の妻又は第１項第４号で定める障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に１７５を乗じて得た額） （２）～（４）　　略 第１２条　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。 （１）～（５）　　略 （６）前条第１項第４号の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時６０歳以上であつたとき、子又は孫については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるとき、兄弟姉妹については１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にあるか又は職員の死亡の当時６０歳以上であつたときを除く。）。 ２　遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。 （遺族補償一時金） 第１３条　　略 ２　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。 （１）～（４）　　略 ３・４　　略 附　則 （遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

第４条の２　　略

２　次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第１１条第１項第４号に規定する者であつて第１２条第１項第６号に該当するに至らないものを除く。）は、第１１条第１項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第１１条第３項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第４条の２第２項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第１２条第２項中「前項各号」とあるのは「前項第１号から第４号まで」とする。

昭和６１年１０月１日から昭和６２年９月３０日まで	５５歳	５６歳
昭和６２年１０月１日から昭和６３年９月３０日まで	５５歳以上５７歳未満	５７歳
昭和６３年１０月１日から平成元年９月３０日まで	５５歳以上５８歳未満	５８歳
平成元年１０月１日から平成２年９月３０日まで	５５歳以上５９歳未満	５９歳
平成２年１０月１日から当分の間	５５歳以上６０歳未満	６０歳

３　前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第１１条第１項（第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

４　　略

第４条の２　　略

２　次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第１１条第１項第４号に規定する者であつて第１２条第１項第６号に該当するに至らないものを除く。）は、第１１条第１項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第１１条第３項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第４条の２第２項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第１２条第２項中「各号の一」とあるのは「第１号から第４号までのいずれか」とする。

昭和６１年１０月１日から昭和６２年９月３０日まで	５５歳	５６歳
昭和６２年１０月１日から昭和６３年９月３０日まで	５５歳以上５７歳未満	５７歳
昭和６３年１０月１日から平成元年９月３０日まで	５５歳以上５８歳未満	５８歳
平成元年１０月１日から平成２年９月３０日まで	５５歳以上５９歳未満	５９歳
平成２年１０月１日から当分の間	５５歳以上６０歳未満	６０歳

３　前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第１１条第１項（第１項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

４　　略

四條畷市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新
（奉仕活動） 第５条　法第２６条の５第１項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。 （１）独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成１４年法律第１３６号）第１３条第１項第４号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。） （２）国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして規則で定める奉仕活動

旧
（奉仕活動） 第５条　法第２６条の５第１項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成１４年法律第１３６号）第１３条第１項第４号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

新
（職員） 第１０条　　略 ２　　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）・（２）　　略 （２）の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 （３）　　略 （３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 エ　外国の大学を卒業した者 （４）～（１０）　　略 ４・５　　略

旧
（職員） 第１０条　　略 ２　　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）・（２）　　略 （３）　　略 （４）～（１０）　　略 ４・５　　略